

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○平成十九年度職業訓練指導員試験の実施(三六八・雇用労働政策課)	1
○道路の供用開始(三六九・道路課)	4
○建築基準法による道路位置の指定(三七〇・鹿角地域振興局建設部)	4
○開発行為に関する工事の完了(三七一・由利地域振興局建設部)	4
○証紙売りさばきの廃止の届出(三七二・会計管財課)	5
公 告	
○公の施設の指定管理者の募集(子育て支援課)	5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	6

告 示

秋田県告示第三百六十八号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり平成十九年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十九年十月十九日(金) 午前九時

(二) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号

秋田技術専門校職業訓練センター

- 二 実施免許職種
- (一) 学科試験を実施する免許職種
 - 機械科
 - 建築科
 - (二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種
 - (一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種
- 三 試験科目
- (一) 学科試験を実施する免許職種

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	一 指導方法 (一) 職業訓練原理 (二) 教科指導法 (三) 訓練生の心理 四 生活指導 (五) 職業訓練関係法規 二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 機械工学(機械要素 機構と運動) (2) 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (3) 工作法(NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) (4) 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安全衛生(安全管理 衛生管理) (二) 専攻学科 (1) 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) (2) 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
建築科	一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。 二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) (2) 安全衛生(安全管理 衛生管理)

資 格	要 求
(一) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 受験資格	必要とする実務経験年数
(二) 専攻学科 (1) 建築設計(建築設計 設備設計 計画) (2) 施工法(建築施工法 建築工事 規く 術 木材工作法 仕様及び積算) (3) 材料(建築用材料)	不 要
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	一 年以上
長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	二 年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	三 年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のもを修了した者	一 年以上
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	二 年以上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	三 年以上

学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	五年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	
(一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	二年以上
(二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	三年以上
(三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	三年以上
(四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	四年以上
免許職種に関する実務経験のみの者	八年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要

電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十四年通商産業省令第五十二号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）による電気機器国家試験の合格証を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十八年通商産業省令第七十一号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不 要
医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二二号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許を有する者	不 要
公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三三号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三	不 要

次試験又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者

商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者

情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成六年通商産業省令第一号）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十三年四月八日労働省告示第三十八号）に定める者

- (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁こ以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 五 実技試験及び学科試験の免除
実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
------	---------------	-------

免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。）

免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者

他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者

職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者

実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

ち関連学科

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者

職業訓練を修了した者

職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者

職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

六 受験申込みに必要な書類

- (一) 添付書類
 - (1) 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通
 - (2) 写真（申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの） 一枚
 - (3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 一通

七 受験申請書の交付

- (一) 期間
平成十九年八月二十日（月）から九月六日（木）まで
- (二) 場所

秋田県告示第三百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規

定により平成十九年四月二十七日付け指令由建一七十一で許可し

申請者の住所及び氏名 鹿角郡小坂町小坂字上田表十五番地九 高橋 穂子	道路の位置の指定箇所 鹿角郡小坂町小坂字上田表二十八番六の内	道路の延長 二十二・七メートル	道路の幅員 四メートル	指定年月日 平成十九年七月九日
--	-----------------------------------	--------------------	----------------	--------------------

交付場所	所在地
産業経済労働部雇用労働政策課 秋田県立鷹巣技術専門学校 秋田県立秋田技術専門学校 秋田県立大曲技術専門学校 鹿角地方職業能力開発協会 大館北鹿職業訓練協会 北秋田職業訓練協会 能代職業訓練協会 本荘由利職業訓練協会 大曲仙北職業訓練協会 横手地方職業能力開発協会	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階) 北秋田市綴子字街道下百九十一番地 秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三 大仙市大曲川原町二番三十号 鹿角市尾去沢字上山二百十四番地 大館市有浦三丁目六番二十二号 北秋田市花園町十五番一号 能代市扇田字柑子畑一番二十号 由利本荘市石脇字田尻三十番地 大仙市大曲田町三番一号 横手市前郷字下三枚橋百六十七番地

八 受験申請書の受付
 (一) 期間
 土曜日、日曜日を除いた、平成十九年八月二十日(月)から九月六日(木)まで
 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
 (二) 場所
 郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)において先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

受付場所	所在地
産業経済労働部雇用労働政策課 秋田県立鷹巣技術専門学校 秋田県立秋田技術専門学校 秋田県立大曲技術専門学校	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階) 北秋田市綴子字街道下百九十一番地 秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三 大仙市大曲川原町二番三十号

九 受験手数料
 (一) 額
 学科試験 三千百円
 (二) 納付方法
 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
 ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。
 十 合否判定の基準
 (一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は合格とする。
 (二) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
 (三) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。
 十一 その他

(一) 試験結果の発表
 平成十九年十一月八日付け書面を発送し、受験者に通知する。
 (二) 試験についての問い合わせ先
 産業経済労働部雇用労働政策課
 (電話〇一八―八六〇―二三三二一)

秋田県告示第三百六十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年七月十七日

道路の種類	路線名	区間
県道	金光寺能代線	能代市河戸川字西堂前二〇番二から字坊ヶ崎九二番三まで

一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田 典城

二 供用開始の期日 平成十九年七月十八日正午
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年七月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第三百七十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十九年七月十七日
 秋田県知事 寺田 典城

た開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年七月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩 本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市一番堰三十四番、三十五番及び三十六番

秋田県告示第三百七十二号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	廃止年月日
北秋田市川井字才の神六十五番地の一あきた北央農業協同組合	上小阿仁村小沢田字向川原百十番地（あきた北央農業協同組合上小阿仁支店内）	平成十九年七月四日

公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十九年七月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 公の施設の概要

(一) 名称

秋田県児童会館

(二) 所在地

秋田市山王中島町一番二号

(三) 設置目的

児童に健全な遊びを提供してその健康を増進し、及び情緒を豊かにするとともに、自然と文化に関する認識を深めてその豊かな人間性と創造性を育むことを目的とする。

四 規模等

鉄筋コンクリート造地下一階地上四階、延床面積約五千六百七十二平方メートル

(五) 主な施設

レクリエーションホール、展示室、子ども劇場

指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(三) 児童の健全な遊びの提供に関する業務

(四) 自然と文化に関する教育活動に関する業務

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、秋田県児童会館（以下「会館」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで（予定）

四 申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続
(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

(3) 会館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(一) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県健康福祉部子育て支援課子ども育成班（電話番号〇一八八六〇一三四一）

(四) 提出期限

平成十九年八月三十一日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期
(一) 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 会館の設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、会館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(一) 選定は、平成十九年九月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

(一) (二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十九年七月十七日（火）から同年八月二十四日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所

(二) その他
説明会への参加を希望する団体は、事前に九(六)に連絡すること。

九 その他
(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 会館の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(四) 会館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに

予算の範囲内で委託料を支払う。
 (五) 詳細は、募集要項による。
 (六) 問い合わせ先
 秋田県健康福祉部子育て支援課子ども育成班(電話番号〇一八―八六〇―一三四一)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市下川沿土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公告する。

平成十九年七月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
 大館市川口字十三森九十番地二 長崎祥悦郎
 " 餅田字前田七番地四 虻川 良逸
 " 片山町一丁目九番十二号 齋藤 良助
 " 川口字長里二百五十二番地 齋藤 新昭
 " " 八十六番地 虻川 哲一
 " 十三森八十五番地六 中嶋藤太郎
 " 餅田一丁目六番一号 高清水 勇
 " 片山町一丁目三番十五号 齋藤 一政
 " 川口字長里九十八番地 虻川 重雄
 " 横岩岱八十一番地 工藤 正宏
- 二 就任理事の住所及び氏名
 大館市片山町一丁目九番十二号 齋藤 良助
 " " 三番十五号 齋藤 一政
 " 餅田二丁目六番五十四号 石川 嘉實
 " 餅田字前田七番地四 虻川 良逸
 " 川口字十三森九十番地二 長崎祥悦郎
 " " 八十五番地六 中嶋藤太郎
 " 稻荷堂岱十三番地一 小林 忠則
 " 長里二百五十二番地 齋藤 新昭
 " " 八十六番地 虻川 哲一
 " 横岩岱八十一番地 工藤 正宏
- 三 退任理事の住所及び氏名
 大館市川口字稻荷堂岱十五番地一 虻川 久崇
 " 立花字塚ノ下五十五番地 長崎治五右衛門
 " 餅田二丁目七番八十五号 石川 久晴
- 四 就任理事の住所及び氏名
 大館市川口字稻荷堂岱十五番地一 虻川 久崇

大館市立花字塚ノ下五十五番地
 餅田二丁目七番八十五号
 長崎治五右衛門
 石川 久晴

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 Email: matsubara@natsubara-rinsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

